

平 30.10.10
総 17 - 1

説 明 資 料

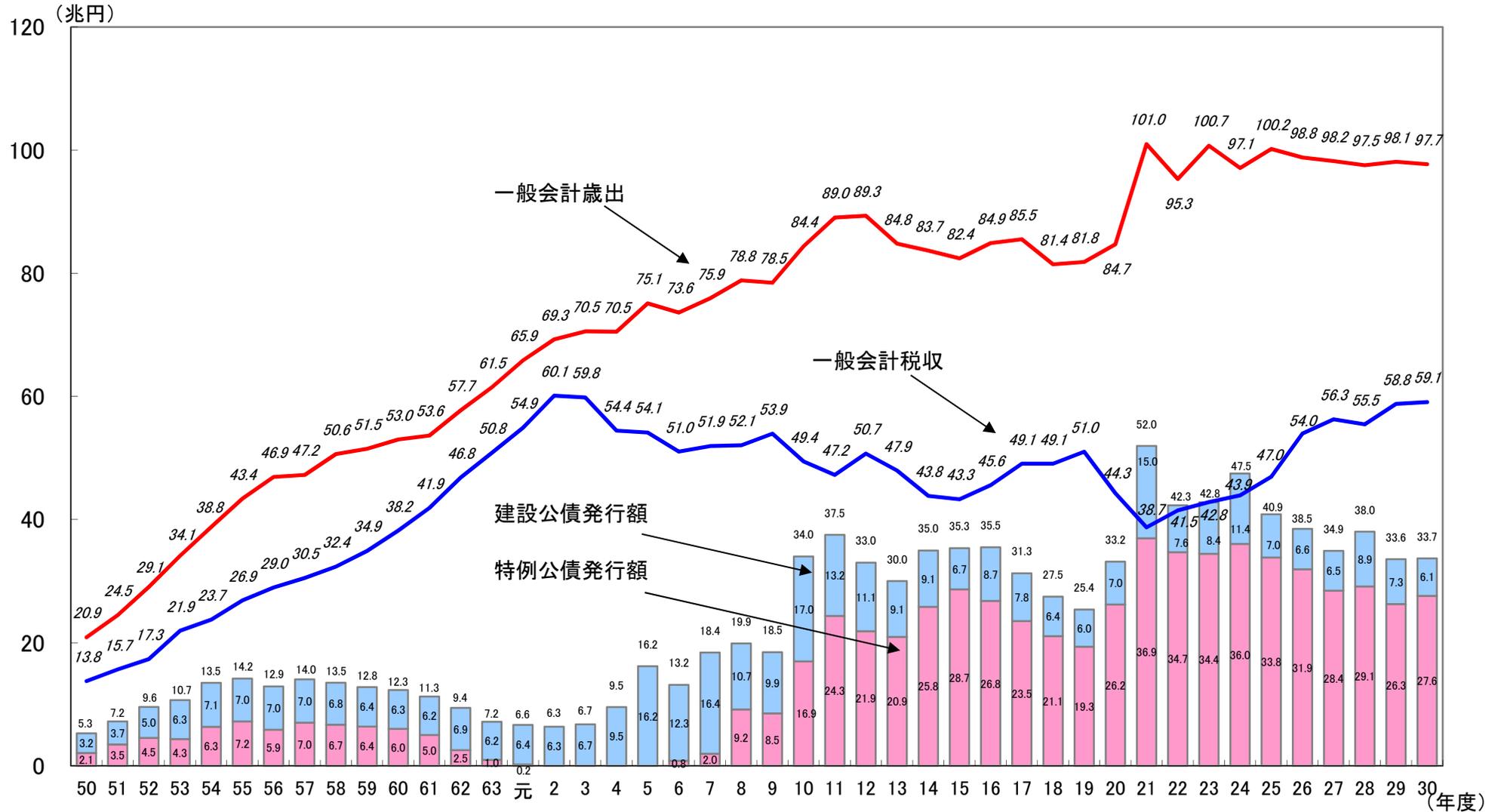
〔税財政の現状等について〕

平成 30 年 10 月 10 日 (水)

財 務 省

一般会計における歳出・歳入の状況

○ 我が国財政は歳出が歳入(税金等)を上回る状況が続いており、借金である国債の発行によって賸っている状況。

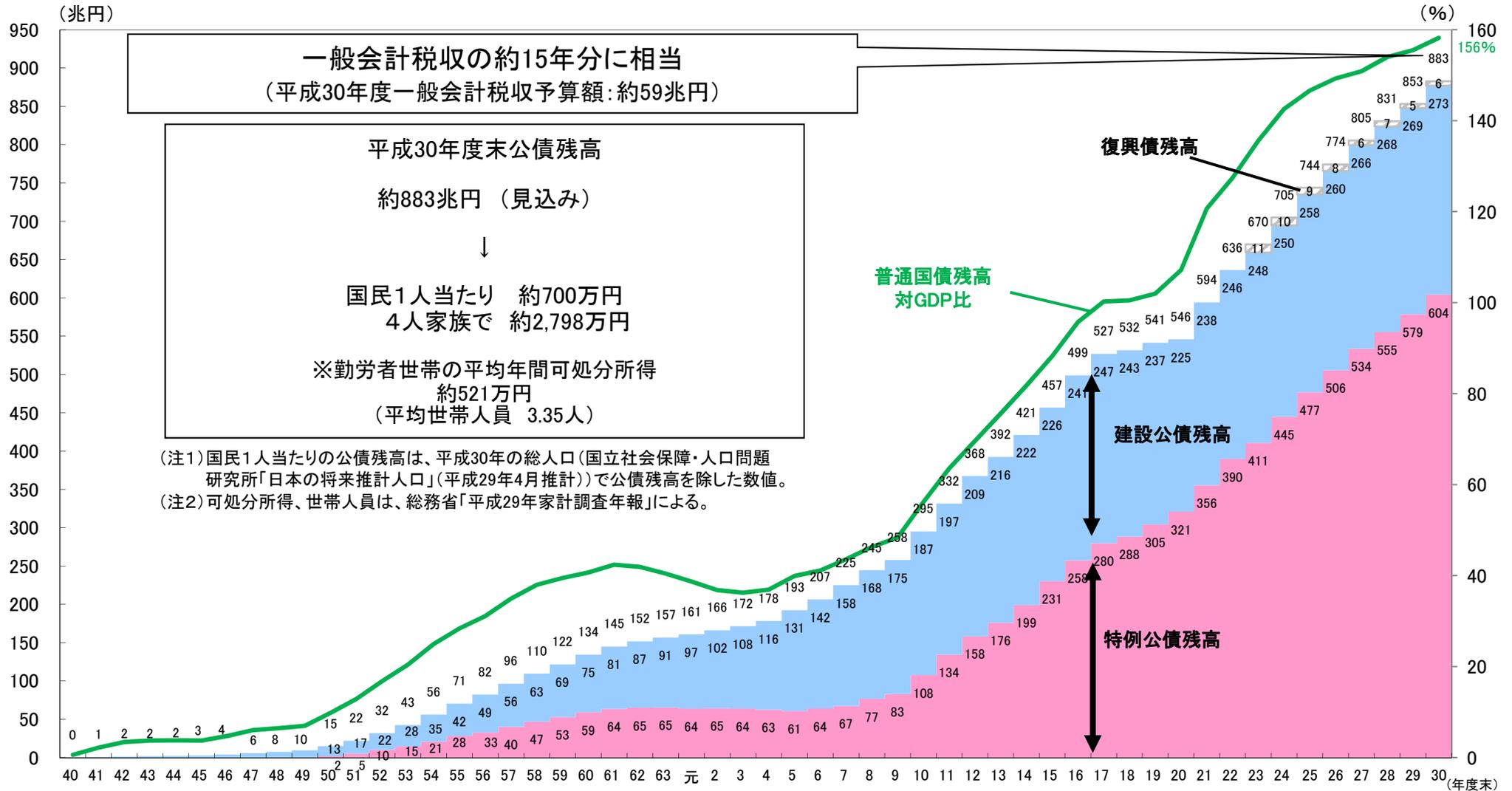


(注1) 平成29年度までは決算、平成30年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

公債残高の累増

○ 我が国の公債残高(国の公債残高)は、年々増加の一途をたどっている。平成30年度末の普通国債残高は883兆円に上ると見込まれているが、これは税収約15年分に相当し、将来世代に大きな負担を残すことになる。



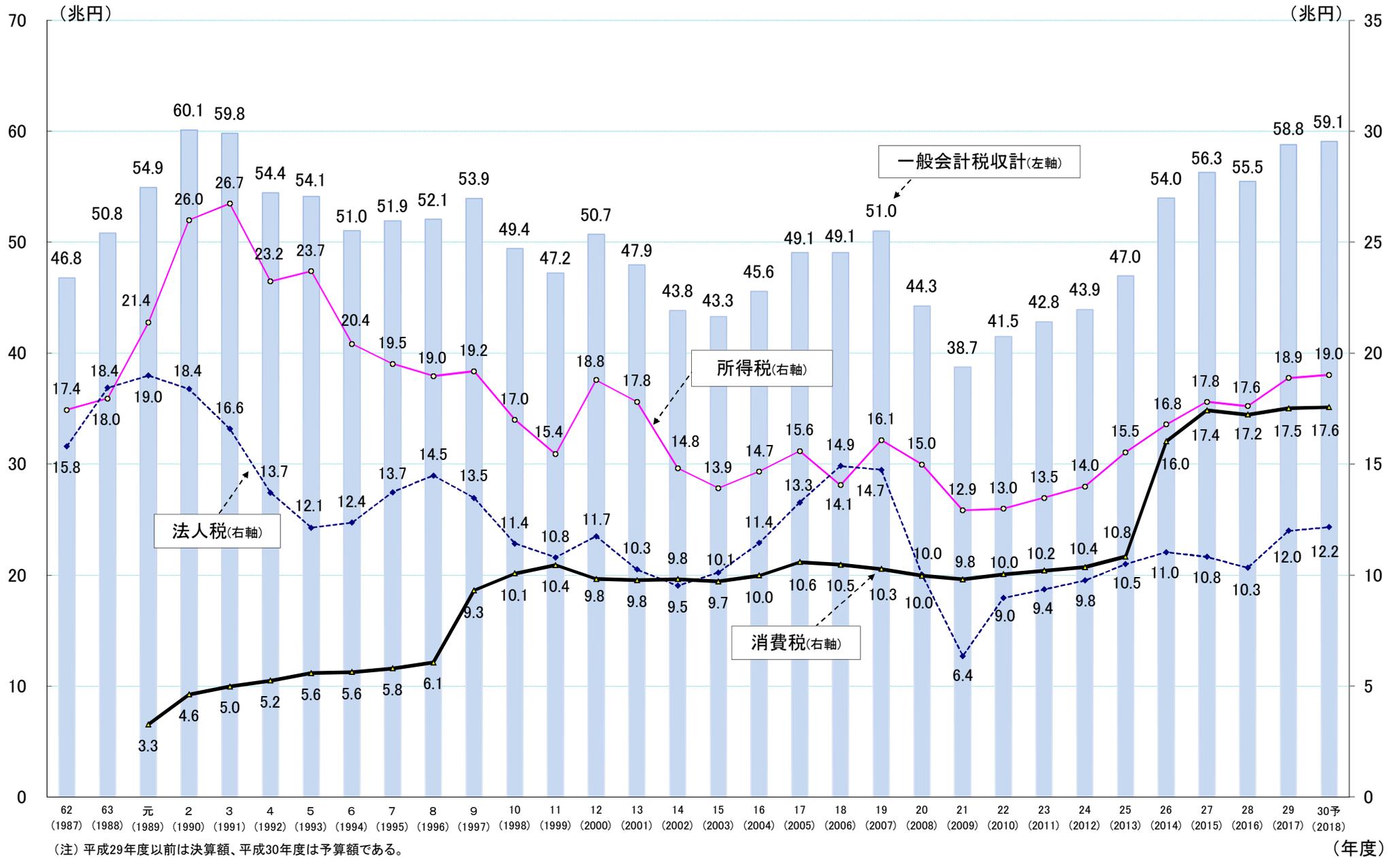
(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成30年度末は予算に基づく見込み。

(注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:5.5兆円、平成30年度末:5.8兆円)。

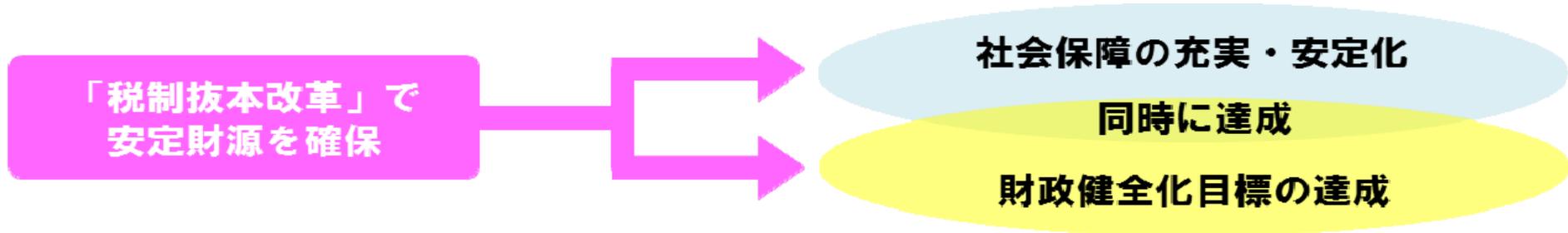
(注4) 平成30年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は828兆円程度。

一般会計税収の推移



社会保障と税の一体改革の全体像

社会保障にかかる費用の相当部分を将来世代につけ回しているという現状を改善するために、「社会保障と税の一体改革」を進めている。



社会保障の充実の対象分野

すべての世代が安心感と納得感を得られる、全世代型の社会保障制度へ

改革前の消費税(国分)の用途
高齢者3経費(基礎年金・老人医療・介護)

改革後の社会保障の充実
社会保障4経費(子ども・子育て、医療・介護、年金)

社会保障の充実 2.8兆円程度の内訳		
子ども・子育て	医療・介護	年金
0.7兆円程度	1.5兆円程度	0.6兆円程度

消費税の使途と特徴

□ 消費税率の引上げ

- ・ 2014年4月1日より 8% (消費税6.3% 地方消費税1.7%)
- ・ 2019年10月1日より 10% (消費税7.8% 地方消費税2.2%)

消費税率引上げに伴う低所得者対策として、2019年10月1日に軽減税率制度を実施。

- ・ 軽減税率:8% (消費税6.24% 地方消費税1.76%) 対象品目:①酒類及び外食を除く飲料食品、
②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

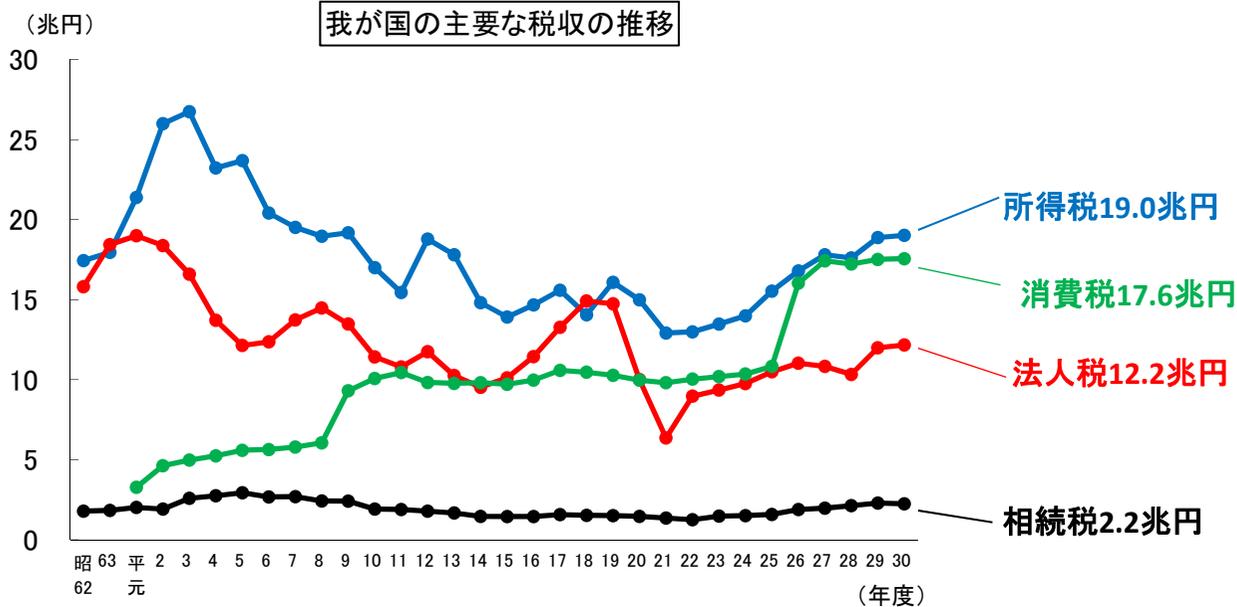
<消費税の使途>

(消費税法第1条第2項)

消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

<消費税の特徴>

- 税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定
- 働く世代など特定の者に負担が集中することなく、経済活動に中立的
- 高い財源調達力



(注) 29年度までは決算額、30年度は予算額による。

世代間・世代内の公平性を確保する観点、社会保障の安定した財源を確保する観点から、消費税は、**社会保障の財源調達手段としてふさわしい**と考えられる。

平成30年度の社会保障の充実・安定化について

〈30年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.4兆円》

○基礎年金国庫負担割合 2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む)

3.2兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.39兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

○消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。

○社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成30年度の増収額8.4兆円については、

①まず基礎年金国庫負担割合 2分の1に3.2兆円を向け、

②残額を

- ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
- ・「後代への負担のつけ回しの軽減」

に概ね1：2で按分した額をそれぞれに向ける。

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2)上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。

新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

第2章 人づくり革命

6. これらの施策を実現するための安定財源

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を①教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、②財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

※①の「等」は、従前より消費税率10%引上げ時に実施することとされていた年金生活者支援給付金などの社会保障の充実策（1.1兆円程度）。

（略）

子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。）と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に充てる。